第十六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第十六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第16号の２様式記載要領
［１～３　略］
４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

［５～９　略］
第十六号の二様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第十六号の二様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第16号の２様式別表１記載要領
［１～３　略］
４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

第十六号の二様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第十六号の二様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第16号の２様式別表２記載要領
［１～３　略］
４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。

［５　略］
第十六号の二様式別表三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］
第十六号の二様式別表三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式略］

第十六号の二様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第十六号の二様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第16号の２様式記載要領
［１～３　同左］
４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
［５～９　同左］
第十六号の二様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第十六号の二様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第16号の２様式別表１記載要領
［１～３　同左］
４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
第十六号の二様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第十六号の二様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第16号の２様式別表２記載要領
［１～３　同左］
４　「数量」とは、紙巻たばこ及び法第74条の４第２項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、同項の表の上欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算したもの（この数値に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、小数点以下１位まで算出したもの）及び加熱式たばこを同条第３項及び法附則第12条の２の規定により換算した紙巻たばこの本数の合計数の合計数量をいうものであること。
［５　同左］
第十六号の二様式別表三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］
第十六号の二様式別表三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４）（第八条の五・第八条の七関係）
［様式同上］